小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）「加算チェックシート」

減算についてはすべての項目を、加算については加算を算定している項目について、点検事項を確認し、点検結果を記入してください

	点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検対象書類等
	短期利用居宅介護費《予防あり》（利用実績がある場合）	利用者や家族の状況により、ケアマネが必要と認め、登録者へのサービス提供に支障がない	□	あり	
		あらかじめ7日以内（やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めている	□	あり	
		従業員数の基準を満たしている	□	該当	
		過小サービスに対する減算を算定していない	□	該当	
減算	定員超過利用減算《予防あり》	登録者の数が市町村長に提出した運営規程に定められる登録定員を超えている	□	超えていない	超えている場合は要減算
減算	過少サービスに対する減算《予防あり》	登録者（短期利用居宅介護支援費を算定する者を除く。）一人あたりの平均提供回数が週４回に満たない場合	□	週4回以上	満たない場合は要減算
減算	人員基準欠如減算《予防あり》	従業者が指定地域密着型（介護予防）サービス基準に定める員数をおいていない	□	おいている	おいていない場合は要減算
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供	□	該当	
	初期加算《予防あり》	小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内	□	該当	
	認知症加算（Ⅰ）	日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）	□	該当	
	認知症加算（Ⅱ）	要介護２であって周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（認知症日常生活自立度Ⅱ）	□	該当	

	点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検対象書類等
2021新	認知症行動・心理症状緊急対応加算 《予防あり》 【概要】 医師が、認知症の行動・心理状態が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に、サービスを提供した場合に加算	短期利用居宅介護費を算定している	□	該当	
		医師が、認知症の行動・心理症状（認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状）が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断している	□	該当	※判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録する。
		利用を開始した日から起算して７日を限度として算定している	□	該当	
		医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定している	□	該当	
		病院等に入院中、介護保険施設等に入所又は利用中の者が直接短期利用を開始した場合には算定していない	□	該当	
	若年性認知症利用者受入加算 《予防あり》	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めている	□	該当	
		担当者中心に利用者の特性やニーズに応じた適切なサービス提供	□	実施	
		認知症加算を算定していない	□	該当	
	看護職員配置加算（Ⅰ）	専従の常勤看護師を1名以上配置している	□	配置	シフト表、資格者証等
		看護職員配置加算（Ⅱ）（Ⅲ）を算定していない	□	該当	
		定員、人員基準に適合	□	該当	
	看護職員配置加算（Ⅱ）	専従の常勤准看護師を1名以上配置している	□	配置	シフト表、資格者証等
		看護職員配置加算（Ⅰ）（Ⅲ）を算定していない	□	該当	
		定員、人員基準に適合	□	該当	
	看護職員配置加算（Ⅲ）	看護職員を常勤換算方法で1名以上配置している	□	配置	シフト表、資格者証等
		看護職員配置加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定していない	□	該当	
		定員、人員基準に適合	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検対象書類等
看取り連携体制加算	看護師により24時間連絡できる体制を確保している	□	該当	シフト表、資格者証等
	看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又は家族等に説明し同意を得ている	□	該当	看取り期における対応指針
	看取り期における対応方針については、以下のような事項を含めている。また、適宜見直しを行っている ア　事業所における看取り期における対応方針に関する考え方 イ　医師や医療機関との連絡体制（夜間及び緊急時の対応を含む） ウ　登録者等との話し合いにおける同意、意思確認及び情報提供の方法 エ　登録者等への情報提供に供する資料及び同意書等の様式 オ　その他職員の具体的対応	□	該当	看取り期における対応指針
	医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者に算定している	□	該当	診断書、介護記録等
	登録者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から登録者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている利用者に算定している	□	該当	
	看取り期の介護の実施に当たっては、次に掲げる事項を介護記録等に記録している ア　身体状況の変化及びこれに対する介護についての記録 イ　看取り期における各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応についての記録	□	該当	介護記録
	本人又は家族に対する随時説明を口頭でした場合は、説明日時、内容、同意を得た旨を介護記録に記載している	□	該当	介護記録
	本人が十分に判断できる状態になく、かつ、家族の来訪が見込まれない場合、介護記録に職員間の相談日時、内容等及び利用者や家族の状況が記載されている	□	該当	介護記録
	（看取り連携体制加算は死亡月にまとめて算定するため）入院した翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り連携体制加算の自己負担の請求を行う場合があることを利用者側に説明し文書にて同意を得ている	□	該当	同意書
	退居等の際、事業所が入院先の医療機関等に利用者の状態を尋ねた際に医療機関が事業所に対して伝えることについて本人又は家族に説明し文書にて同意を得ている	□	該当	同意書
	死亡日を含めて前30日間を上限として算定している	□	該当	
	看護職員配置加算（Ⅰ）を算定	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検対象書類等
訪問体制強化加算	訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置している	□	該当	
	訪問サービスの内容を記録している	□	該当	訪問サービス記録
	＜集合住宅の併設⇒なしの場合＞ 算定日が属する月における提供回数について、延べ訪問回数が１月当たり200回以上	□	該当	訪問サービス実施回数記録
	＜集合住宅の併設⇒ありの場合＞ 登録者の総数のうち小規模多機能型居宅介護費イ(1)を算定する者の占める割合が５割以上であって、かつ、イ(1)を算定する登録者に対する延べ訪問回数が１月当たり200回以上	□	該当	訪問サービス実施回数記録
総合マネジメント体制強化加算 《予防あり》	利用者の心身の状況又は家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っている	□	該当	小規模多機能型居宅介護計画
	地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加	□	該当	小規模多機能型居宅介護計画

点検項目	点検事項	点検結果	備考、点検対象書類等
生活機能向上連携加算（Ⅰ） 《予防あり》	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等（医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士）の助言（※１）に基づき、介護支援専門員がADL及びIADLに関する利用者の状況及びその改善可能性を評価（生活機能アセスメントの実施）したうえで、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該計画に基づきサービスを提供している。 ※１　当該加算については理学療法士等が自宅を訪問せずにADL及びIADLに関する利用者の状況について、適切に把握（※２）したうえで計画作成担当者に助言することで可 ※２　理学療法士等は各リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場に置いて把握、又はICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握	□ 該当	小規模多機能型居宅介護計画
	小規模多機能型居宅介護計画には以下を盛り込んでいる ①　理学療法士等の助言内容 ②　生活機能アセスメントの結果 ③　利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 ④　③の内容について定めた3月を目処とする達成目標 ⑤　④の目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標 ⑥　④及び⑤の目標を達成するために介護従業者が行う介助等の内容 ※④及び⑤の目標については、基本的な動作（立位又は座位の保持等）の時間数といった数値を用いるなど、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定している	□ 該当	小規模多機能型居宅介護計画
	3月経過後、目標の達成度合いについて、利用者及び理学療法士等に報告している	□ 実施	
	生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画に基づきサービスを提供した初回の月のみ算定している ※３月経過後、再度理学療法士等の助言に基づき小規模多機能型居宅介護計画を見直した場合には、見直した計画に基づきサービスを提供した初回の月に算定可（利用者の急性憎悪等により見直した場合を除く）	□ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検対象書類等
生活機能向上連携加算（Ⅱ） 《予防あり》	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等（医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士）が居宅を訪問する際に、介護支援専門員が同行する等し、理学療法士等と介護支援専門員が共同して利用者のADL及びIADLに関する利用者の状況及びその改善可能性を評価（生活機能アセスメントの実施）し、かつ、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成している	□	実施	小規模多機能型居宅介護計画
	小規模多機能型居宅介護計画には以下を盛り込んでいる ①　生活機能アセスメントの結果 ②　利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 ③　②の内容について定めた3月を目処とする達成目標 ④　③の目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標 ⑤　③及び④の目標を達成するために介護従業者が行う介助等の内容 ※③及び④の目標については、基本的な動作（立位又は座位の保持等）の時間数といった数値を用いるなど、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定している	□	該当	小規模多機能型居宅介護計画
	理学療法士等と連携し、小規模多機能型居宅介護計画に基づきサービスを提供	□	該当	
	各月における目標の達成度合いについて、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向や理学療法士等からの助言を得たうえで適切な対応を行う	□	該当	目標の達成状況記録
	生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画に基づきサービスを提供した初回の月を含む３月を超えて算定していない ※３月を超えて算定する場合は、再度上記による計画の見直しが必要	□	該当	

	点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検対象書類等
2021新	口腔･栄養スクリーニング加算 《予防あり》 【概要】 利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に加算	定員、人員基準に適合	□	該当	
		利用開始時及び利用中６月ごとに以下のいずれに関してもスクリーニングを行い、確認した結果を介護支援専門員に情報提供している ●口腔スクリーニング ・硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者 ・入れ歯を使っている者 ・むせやすい者 ・口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報 ●栄養スクリーニング ・ＢＭＩが18.5未満である者 ・１～６月間で３％以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」に規定する基本チェックリストの№11の項目が「１」に該当する者 ・血清アルブミン値が3.5ｇ／dl 以下である者 ・食事摂取量が不良（75%以下）である者 ・低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報	□	利用開始時及び６月ごとに実施	別紙様式６口腔・栄養スクリーニング様式〈厚生労働省HP参照〉
		利用開始時及び６月ごとに1回加算を算定している	□	該当	
		当該事業所以外で口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない	□	該当	
2021新	科学的介護推進体制加算 《予防あり》 【概要】 利用者の情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出するとともに、情報を活用しサービスを提供している場合に加算	利用者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出している	□	該当	別紙様式１科学的介護推進に関する評価（通所・居住サービス）〈厚生労働省HP参照〉
		必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している	□	該当	
		原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに上記に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定している	□	該当	

	点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検対象書類等
2021 変更	サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 《予防あり》	全ての従業者ごとの研修計画（※）を作成し、研修を実施又は実施を予定 （※従業者ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画をいう）	□	該当	従業者ごとの研修計画
		利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している（概ね1月に1回以上）	□	該当	会議録
		上記の会議の開催状況については、その概要を記録するとともに、「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」については、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載している ・利用者のＡＤＬや意欲、主訴やサービス提供時の特段の要望 ・家庭環境　　・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たって必要な事項	□	該当	会議録
		次のうち、いずれかに該当すること（※いずれも常勤換算） ①従業者（看護師又は、准看護師であるものを除く）総数のうち、介護福祉士の占める割合が７割以上である ②従業者（看護師又は、准看護師であるものを除く）総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が２割５分以上である	□	該当	シフト表など計算根拠
	次ページに続く	算出方法について（概要） ア　職員の割合の算出は、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く11か月分）の平均を用いる イ　前年度の実績が6月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる（この場合、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持することが必要。したがって、この割合については毎月計算、記録し、所定の割合を下回った場合には、所定の届出を行うこと） ウ　介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者 エ　勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいう オ　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる			

点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検対象書類等
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	定員、人員基準に適合	□	該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していない	□	該当	
2021変更 サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 《予防あり》	全ての従業者ごとの研修計画（※）を作成し、研修を実施又は実施を予定 （※従業者ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画をいう）	□	該当	従業者ごとの研修計画
	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している（概ね1月に1回以上）	□	該当	会議録
	上記の会議の開催状況については、その概要を記録するとともに、「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」については、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載している ・利用者のＡＤＬや意欲、主訴やサービス提供時の特段の要望 ・家庭環境 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たって必要な事項	□	該当	会議録
	従業者（看護師又は、准看護師であるものを除く）総数のうち、介護福祉士の占める割合が５割以上である（※常勤換算） ※算出方法（概要）については上記サービス提供体制強化加算（Ⅰ）欄内のとおり	□	該当	シフト表など計算根拠
	定員、人員基準に適合	□	該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していない	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検対象書類等
2021変更 サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 《予防あり》	全ての従業者ごとの研修計画（※）を作成し、研修を実施又は実施を予定 （※従業者ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画をいう）	□	該当	従業者ごとの研修計画
	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している（概ね1月に1回以上）	□	該当	会議録
	上記の会議の開催状況については、その概要を記録するとともに、「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」については、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載している ・利用者のＡＤＬや意欲、主訴やサービス提供時の特段の要望 ・家庭環境 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たって必要な事項	□	該当	会議録
	次の①～③のうち、いずれかに該当すること（※いずれも常勤換算） ①従業者（看護師又は、准看護師であるものを除く）総数のうち、介護福祉士の占める割合が４割以上である ②従業者総数のうち、常勤の職員の占める割合が６割以上である ③従業者総数のうち、勤続年数７年以上の職員の占める割合が３割以上である ※算出方法（概要）については上記サービス提供体制強化加算（Ⅰ）欄内のとおり	□	該当	シフト表など計算根拠
	定員、人員基準に適合	□	該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していない	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検対象書類等
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 《予防あり》	１　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	２　改善計画書の作成、全ての介護職員への計画書を用いた周知、届出	□	あり	〃
	３　賃金改善の実施	□	あり	
	４　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	介護職員処遇改善実績報告書
	５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	６　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	７　＜キャリアパス要件＞　(一)(二)(三)いずれにも適合	□		
	(一)介護職員の任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	就業規則、給与規定等
	(二)介護職員の資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	□	あり	就業規則、給与規定等
	８　＜職場環境等要件＞　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	実施する取組みについて周知したことが分かる記録

点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検対象書類等
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）《予防あり》	1　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	2　改善計画書の作成、全ての介護職員への計画書を用いた周知、届出	□	あり	〃
	3　賃金改善の実施	□	あり	
	4　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	介護職員処遇改善実績報告書
	5　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	6　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	7　＜キャリアパス要件＞　(一)(二)いずれにも適合	□		
	(一)介護職員の任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	(二)介護職員の資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	8　＜職場環境等要件＞　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	実施する取組みについて周知したことが分かる記録
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）《予防あり》	1　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	2　改善計画書の作成、全ての介護職員への計画書を用いた周知、届出	□	あり	〃
	3　賃金改善の実施	□	あり	
	4　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	介護職員処遇改善実績報告書
	5　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	6　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	7　＜キャリアパス要件＞(一)又は(二)のいずれかに適合	□		
	(一)介護職員の任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	(二)介護職員の資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	8　＜職場環境等要件＞　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	実施する取組みについて周知したことが分かる記録

点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検対象書類等
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）《予防あり》	１　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	２　改善計画書の作成、全ての介護職員への計画書を用いた周知、届出	□	あり	〃
	３　賃金改善の実施	□	あり	
	４　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	介護職員処遇改善実績報告書
	５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	６　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	７＜キャリアパス要件＞、８＜職場環境等要件＞に掲げる基準のいずれかに適合	□		
	７(一)介護職員の任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	７(二)介護職員の資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	８　＜職場環境等要件＞　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	実施する取組みについて周知したことが分かる記録
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）《予防あり》	１　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	２　改善計画書の作成、全ての介護職員への計画書を用いた周知、届出	□	あり	〃
	３　賃金改善の実施	□	あり	
	４　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	介護職員処遇改善実績報告書
	５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	６　労働保険料の納付	□	適正に納付	

点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検対象書類等
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 《予防あり》	１　賃金改善の対象となるグループ（ａ経験・技能のある介護職員、ｂ他の介護職員、ｃその他の職種）を設定	□	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	２　ａ経験・技能のある介護職員のうち１人以上は、賃金改善見込額が月額平均８万円以上又は賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上（困難な場合は合理的な説明を計画書に記載している）	□	あり	〃
	３　ａ経験・技能のある介護職員の平均賃金改善額がｂ他の介護職員の平均賃金改善額よりも高い	□	あり	〃
	４　ｂ他の介護職員の平均賃金改善額がｃその他の職種の平均賃金改善額の２倍以上	□	あり	〃
	５　その他の職種の賃金改善後の賃金改善見込額が年額440万円を上回らない（上回る場合には当該賃金改善の対象となっていない）	□	あり	〃
	６　計画書上の職場環境等要件における「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1以上の取組を行っている	□	あり	〃
	７　処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	□	あり	〃
	８　算定する処遇改善加算の区分（（Ⅰ）、（Ⅱ）若しくは（Ⅲ））に応じた要件を満たす	□	あり	〃
	９　特定加算に基づく取組の公表（ホームページ等への掲載等）	□	あり	〃
	10　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定	□	あり	〃
	11　特定処遇改善に関する実績の報告	□	あり	介護職員等特定処遇改善実績報告書

点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検対象書類等
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 《予防あり》	１　賃金改善の対象となるグループ（ａ経験・技能のある介護職員、ｂ他の介護職員、ｃその他の職種）を設定	□	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	２　ａ経験・技能のある介護職員のうち１人以上は、賃金改善見込額が月額平均８万円以上又は賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上（困難な場合は合理的な説明が計画書に記載されている）	□	あり	〃
	３　ａ経験・技能のある介護職員の平均賃金改善額がｂ他の介護職員の平均賃金改善額よりも高い	□	あり	〃
	４　ｂ他の介護職員の平均賃金改善額がｃその他の職種の平均賃金改善額の２倍以上	□	あり	〃
	５　その他の職種の賃金改善後の賃金改善見込額が年額440万円を上回らない（上回る場合には当該賃金改善の対象となっていない）	□	あり	〃
	６　計画書上の職場環境等要件における「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1以上の取組を行っている	□	あり	〃
	７　処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	□	あり	〃
	８　算定する処遇改善加算の区分（（Ⅰ）、（Ⅱ）若しくは（Ⅲ））に応じた要件を満たす	□	あり	〃
	９　特定加算に基づく取組の公表（ホームページ等への掲載等）	□	あり	〃
	10　特定処遇改善に関する実績の報告	□	あり	介護職員等特定処遇改善実績報告書